

「緊急事態宣言」期間中（8月20日～9月30日）の 大阪府社会福社会館の利用について

大阪府社会福社会館

大阪府域に発出されています緊急事態宣言が9月30日まで延長されました。これに伴い、宣言期間中の大阪府社会福社会館の利用については、下記のとおりとしますので、ご利用の皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

大阪府の要請にもとづく対応

○会議室の利用は、定員の50%以内とします。

利用に際してのお願い

○マスクを必ず着用してください。

○入館時には、玄関に設置のサーマルカメラによる体温測定、アルコール消毒液による手指の消毒を行い、その後もこまめに消毒してください。

・37.5度以上の発熱がある人は、入館をお断りします。

○3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けてください。

・座席の間隔を空けたり、互い違いに着席するなど、人と人との距離を十分に確保してください。

・窓を開けるなど、換気を適宜行ってください。

○喫煙室（5階）の利用は、10名までとします。（厳守）

・向かい合っでの喫煙、携帯電話の使用、会話は禁止とします。

・喫煙後はすみやかに退出してください。

○休憩や昼食会場として、空き会議室を開放しています。

・密にならないよう休憩や昼食時に利用してください。また、昼食時などマスクを外した状態での会話は、絶対に行わないでください。

（空き会議室については、各階に掲示している「本日の催し物」でご確認ください。）

○大阪府の「大阪コロナ追跡システム」の登録及び厚生労働省の「接触確認アプリ（COCOA）」のダウンロードをお願いします。

主催者へのお願い

○主催者は、必ず受付時に検温を実施してください。（検温器がない場合、会館で貸し出します。）

○主催者は、予備マスクを用意するとともにフェイスシールドなど、個別に考えられる感染防止対策を講じてください。

○主催者は、参加者に対し、受付時や研修開始前などに上記内容の周知を徹底し、必ず遵守するよう指導してください。

○喫煙室は休憩時間に利用者が集中しますので利用人数が10名を超えないよう管理してください。

○また、喫煙室内での携帯電話の使用、会話は禁止しますので、参加者に徹底していただきますようお願いいたします。